

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和3年3月25日（令和3年（行情）諮問第106号）

答申日：令和3年7月8日（令和3年度（行情）答申第140号）

事件名：「「コード」を受けた基地やコード表（特定地域）」等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「①「コード」を受けた基地やコード表（特定地域）②軍用兵器のオペレーターの名簿（特定地域）③一般人を対象として、自衛隊がGPSの追跡を行っているか分かる資料」（以下、順に「本件対象文書1」ないし「本件対象文書3」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定については、本件対象文書1を不開示としたことは、妥当であるが、本件対象文書2及び本件対象文書3を不開示としたことは、理由の提示に不備がある違法なものであり、取り消すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年12月10日付け防官文第19677号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、意見書を諮問庁の閲覧に供することは適当ではない旨の意見が提出されているため、その記載を省略する。

（1）防衛省管轄

行政文書『非開示』との決定をうける

①コードを電話で入れた基地や名簿（特定地域）

②軍用兵器のオペレーター名簿（特定地域）③一般人対象のGPSの追跡を行っているかわかる資料に

以上3点の行政文書 ※訂正後 下記（4）にて訂正案

（2）『形式不備』により『非開示』とされる

（3）しかし本件処分は、

行政不服審査法（平成26年法律第68号）2条 刑法17章155条公文書偽造

行政文書開示義務5条違反 情報公開条例違反『故意』の隠滅に違反しており

(4) 本件処分の範囲を絞ることにより公開を求める

①特定基地A 特定基地B ②特定基地C

③特定基地D ④特定基地E 所有

『特定個人A』に関する個人有情報及び 1990～2021 GPS
ラジエーター追跡, 音声コード表, 重粒子兵器の使用歴

(5) 以上の観点から本件処分『非開示』の取り消しを求めるため

不必要な診断, 強制入院後の違法ハッキング, 違法追尾,

ヘルシンキ違反で身体的肉体的苦痛を伴う医療, 兵器実験の中止, 殺人
人幫助

傷害罪, 名誉毀損, 人権侵害, 虚偽報告抵触事案のため

違反等にかかり『非開示』取り消しを求めて本審査請求を提起した
生命の危険があり危急申請したい

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は, 本件対象文書の開示を求めるものであるが, 行政文書開示請求書の記載では行政文書の特定が困難であったことから, 審査請求人に対し, 行政文書を特定するに足りる事項の記載を求めたところ, 審査請求人がこれに応じなかったため, 法9条2項の規定に基づき, 令和2年12月10日付け防官文第19677号により, 形式不備による不開示決定処分(原処分)を行った。

本件審査請求は, 原処分に対して提起されたものである。

2 本件開示請求に対する補正について

本件開示請求は, 令和2年10月21日付けで受け付けた行政文書開示請求書に記載された請求内容の「軍用兵器実験又は, 無断使用(パルス, フラッシュ, GD, S, ハッキング, 盗聴, 3D, ハープ)及びテロリストに見立て, それを隠すため訓練生としての名簿記載の氏名の有無(無断)に係る自衛隊架担(隊員: 特定部隊 特定個人B, 特定個人C, 特定個人D, 特定個人E, 特定個人F, 特定個人G, 特定個人H, 特定個人I 「コード」申し込み者, 架担自衛隊諸々の基地2019～2020. 10. 19迄の調査資料と名簿, TEL番号, 協力金入金又軍用兵器オペレーター(自衛隊基地及び自衛官)の名簿公表(無断治験中止と間引き, コードテロ被害にかかるため)」では請求内容が不明であり, 対象文書の探索及び特定が困難であったことから, 具体的にどのような文書を想定しているのか, 対象文書の探索及び特定を行うに足りる事項の提供を求めて, 同年11月5日付けで補正を求めたところ, 同月12日付けで「①「コード」を受けた基地やコード表(特定地域) ②軍用兵器のオペレーターの名簿

(特定地域) ③一般人を対象として、自衛隊がGPSの追跡を行っているか分かる資料」の開示を求めるとの回答があった。しかしながら、依然として請求内容が不明であり、対象文書の探索及び特定が困難であったことから、同月13日付けで、請求内容中の「コード」や「軍用兵器のオペレーター」の具体的な内容を確認すべく、再度、補正を求めたところ、同月26日付けで「軍用兵器のオペレーター」とは、指向性エネルギー兵器、衛星兵器、電磁波エネルギー兵器、パルス兵器、レーザー光兵器、フラッシュ兵器、3D兵器、ハープ兵器、電波(5G)の兵器、重粒子兵器、原子力兵器、音声兵器を指す。「コード」とは、特定の人物に対し、電波や無線などで音声を本人の意思とは関係なく聞かせる事象、および、発信する事象を意味する」との回答があったが、当該回答では対象文書の探索及び特定を行うことができないことから、形式不備により原処分を行った。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、法5条に規定する行政文書の開示義務に違反しているとして、対象文書の開示を求め、上記2のとおり、対象文書の探索及び特定を行うに足りる事項の提供を求めたところ、審査請求人がこれに応じなかったことから、形式不備により不開示としたものである。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年3月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月20日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年6月10日 審議
- ⑤ 同年7月1日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求め、処分庁は、本件開示請求に係る行政文書開示請求書の記載では行政文書の特定が困難であったことから、審査請求人に対し行政文書を特定するに足りる事項の記載を求めたが、審査請求人がこれに応じなかったため、開示請求に係る行政文書の特定不十分という形式上の不備があることを理由に原処分を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求め、諮問庁は原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 諮問庁は、原処分 of 妥当性について上記第 3 の 2 のとおり説明する。

(2) 本件対象文書 1 について

ア 対象文書の特定について

(ア) 当審査会において、本件不開示決定通知書の記載を確認したところ、不開示とした理由につき、「請求内容に形式上の不備が認められたため、補正を求めましたが、「①「コード」を受けた基地やコード表（特定地域）」に係る部分の不備は補正されず、本件開示請求の対象となる文書を特定することができなかったことから、形式不備により不開示としました。」と記載されていることが認められる。そこで、本件開示請求に形式上の不備があるかについて、以下、検討する。

(イ) 開示請求書に記載を求められる「行政文書を特定するに足りる事項」（法 4 条 1 項 2 号）は、行政機関の職員が、当該記載から開示請求者が求める行政文書を他の行政文書と識別できる程度の記載を要するものと解される。

(ウ) 本件開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄には本件対象文書のとおり記載されており、当該文言だけでは、どのような文書の開示を求めているのか不明であり、法 4 条 1 項 2 号に規定する行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項が記載されているとは認められないから、本件開示請求には請求の対象となる文書の不特定という形式上の不備があると認められる。

イ 求補正の手続について

当審査会において、諮問書に添付された補正に係る各文書を確認したところ、その内容は上記第 3 の 2 の諮問庁の説明のとおりと認められ、その手続は、法 4 条 2 項の規定の趣旨に照らしても不適切な点は認められない。

ウ したがって、本件対象文書 1 について、本件開示請求には形式上の不備があると認められ、処分庁による求補正によっても当該不備は補正されず、開示請求の対象となる文書を特定することができなかったことから、処分庁が本件開示請求に形式上の不備があることを理由に、原処分を行ったことは妥当である。

(3) 本件対象文書 2 及び本件対象文書 3 について

ア 開示請求に係る行政文書の全部を開示しないときには、法 9 条 2 項に基づき、当該決定をした旨の通知をしなければならず、この通知を行う際には行政手続法 8 条 1 項に基づく理由の提示を書面で行うことが必要である。理由の提示の制度は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせ

て不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものである。

イ 当審査会において、本件不開示決定通知書の記載を確認したところ、不開示とした理由の欄には、上記（２）ア（ア）のとおり、本件対象文書１についての不開示理由しか記載されておらず、本件対象文書２及び本件対象文書３に関する記載は認められない。

ウ そうすると、本件不開示決定通知書では、本件対象文書２及び本件対象文書３がなぜ不開示となるのかが明らかにされているとはいえず、開示請求者において、不開示理由を了知し得るものとはいえない。

エ 以上を踏まえると、本件対象文書２及び本件対象文書３を不開示としたことは、理由の提示の要件を欠くといわざるを得ず、法９条２項の趣旨及び行政手続法８条１項に照らし、違法であるので、開示請求の形式上の不備について検討するまでもなく、取り消すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定については、本件対象文書１は、開示請求に行政文書の不特定という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、本件対象文書２及び本件対象文書３を不開示としたことは、その理由の提示に不備がある違法なものであり、取り消すべきであると判断した。

（第４部会）

委員 小林昭彦，委員 塩入みほも，委員 常岡孝好